

佐賀県告示第 391 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 3 年 10 月 22 日から施行する。

令和 3 年 10 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「POT & PORNSTARS HOT GUN（販売名が HOT GUN であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Fresh（販売名が MP02 フィーリングであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Skull 420 VER2（販売名が MP03 スカル 420 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN Premium VER2（販売名が MP04 アラジン Vr3 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE YELLOW VER2（販売名が MP05 ゾンビであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK SNAKE 2nd VER2（販売名が MP06 スネイクであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIRAL（販売名が MP07 スパイラルであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「PANDORA Platinum VER3（販売名が MP09 PANDORA であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN ACE VER2（販売名が MP10 aladdin ACE であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Stuff Inspire VER3（販売名が MP11 HOT STUFF Vr3 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「SATAN（販売名が MP62 SATAN であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「5MEO-SIXTEEN（販売名が 5meo-sixteen であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「BIG HIP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Effect Gold」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「King Drop VIP（販売名が king drop VIP であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE RASH」と表示のある製品であ

って、その内容物が液体のもの

(17) 次の写真に示すとおり、被包に「トコロテン MAX（販売名が MAX トコロテンであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(18) 次の写真に示すとおり、被包に「power BOMB（販売名が power bomb であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(19) 次の写真に示すとおり、被包に「Real Fighter」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(20) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SONIC（販売名が Super Sonic であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(21) 次の写真に示すとおり、被包に「Tattoo（販売名が TATTOO であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(22) 次の写真に示すとおり、被包に「XPX-GAMMA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE（販売名が zombie であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「ギメ鬼」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「ドライオーガズム狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「フィスト X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「メスイキ狂」と表示のある製品であ

って、その内容物が液体のもの

(28) 次の写真に示すとおり、被包に「モロ感」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(29) 次の写真に示すとおり、被包に「極マゾヒスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(30) 次の写真に示すとおり、被包に「男娼」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(31) 次の写真に示すとおり、被包に「濡姦」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(32) 次の写真に示すとおり、被包に「霸王」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(33) 次の写真に示すとおり、被包に「虜」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(34) 次の写真を付して「媚●ワンショット」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

(35) 次の写真に示すとおり、被包に「一心不乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(36) 次の写真に示すとおり、被包に「CRAZY SPEED（販売名が crazy speed(クレスピ)であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(37) 次の写真に示すとおり、被包に「DRAGON SPEED（販売名が Dragon Speed(ドラスピ)であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(38) 次の写真に示すとおり、被包に「トランス淫娼」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため